

碧南市空き家除却費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市空き家除却費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、老朽化して危険な空き家の除却に要する費用の一部を補助することにより、安全で安心な住環境の確保を図ることを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現在人が使用していない住宅（店舗等の用途に供するもので当該店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 除却 空き家を取り壊し、当該空き家の敷地内に管理不全となるような残存物（建物の附属する門、塀、立木その他建物が存する敷地に定着するものを含む。以下同じ。）を残さない状態にすることをいう。

(対象空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次の各号のいずれかに該当する空き家とする。

- (1) 次のいずれにも該当する空き家
 - ア 市内に現存する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - イ 補助金の交付の申請をした日において、1年以上使用されていないこと。
 - ウ 当該空き家と同一の敷地内に居住者が存する他の住宅がないこと。
 - エ 住宅の床面積が30平方メートル以上であること。
 - オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（以下「不良住宅」という。）であること。
 - カ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項による勧告を受けていないこと。
 - キ 個人が所有するものであること。
 - ク 土地及び建物に所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が

設定されている場合にあつては、当該権利を有する者が当該空き家の除却に同意していること。)

- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に除却が必要と認めるもの
(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 対象空き家の所有者
(2) 対象空き家の所有者から当該空き家（家具等の所有物を含む。次号において同じ。）の除却をすることに同意が得られている当該空き家の土地の所有者
(3) 対象空き家の土地の所有者のうち、土地又は建物に係る賃貸借契約の不履行等の事由により当該空き家の除却をする権限を有しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市税の滞納がある者
(2) 碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
(3) 過去にこの規程又は碧南市ブロック塀等撤去費補助金交付規程（平成30年碧南市公告第188号）の規定による補助金の交付を受けている者
(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 対象空き家を除却する工事（当該空き家が所在する敷地に不良住宅が複数棟存在する場合は、市長がやむを得ないと認めるものを除くほか、これら全てを除却するものに限る。以下「除却工事」という。）であること。
(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施する工事であること。
(3) 規則第5条に規定する補助金の交付の決定後に除却工事に係る工事請負契約締結し、かつ、着手する工事であること。
(4) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに除却工事を完了するものであること。
(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象空き家の除却に要する費用で次に掲げるものとする。

- (1) 空き家及び附属建物（空き家と同一敷地内に存在する建物をいう。）の解体及び処分に要する費用
- (2) 空き家の家財等の収集運搬及び処分に要する費用
- (3) 残存物の解体及び処分に要する費用
（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（不良住宅の判定）

第9条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ当該空き家が不良住宅であることの判定を受けなければならない。

2 前項の不良住宅の判定を受けようとする者は、不良住宅判定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳
- (2) 給水停止等証明書又は対象空き家が1年以上使用されていないことが分かる書類
- (3) 付近見取図（対象空き家の位置が分かる地図）
- (4) 不良住宅判定チェック表
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、現地調査の上、当該不良住宅の審査を行い、その結果を不良住宅判定通知書により通知するものとする。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 不良住宅判定通知書
- (2) 市税の完納証明書
- (3) 空き家の所有者の同意書（当該空き家の土地所有者が申請する場合に限る。）
- (4) 除却工事の見積書（補助対象経費の内訳が明記されているものに限る。）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- (3) 工事写真（工事の着手前及び完了後の状況が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の碧南市空き家等対策事業費補助金交付規程（平成30年碧南市公告第121号）の規定により補助金の交付を受けた者は、第5条第2項第3号の適用については、補助金の交付を受けている者とみなす。

附 則

この規程は、令和5年12月13日から施行する。